

# 学校敷地内に突然、部外者の「事務所」が。本町小学校で何が起きたのか？

## 本町小学校で何が起きたか

本町小学校では、いま新校舎の建設が進んでいます。新校舎の一画には、教育委員会の説明によれば「地域開放を目的とした多目的室」が設置されることになっていました。

「地域開放」「多目的室」と説明されれば、授業のない放課後や休日に地域に開放するための教室だろう誰もが、そう思っていました。

ところが、後になって学校の耳に飛び込んできたのは、地域からの驚くべき噂でした。

「あの部屋なら、××（地域団体の名前）が入る」先生たちは唖然としました。一時的な「貸し出し」ではなく、学校の一画に外部団体の常設の「事務所」が造られる、というのです。これでは「学校開放」ではなく、「複合施設」です。

しかも学校もPTAも知らない（注）ことが、地域の一部ではすでに周知の事実だったのです。

これはいったい、どういうことなのでしょう？

注：教育委員会は「（口頭では説明した）」としています。

## 子どもたちの安全は守れるか

さらに、大きな問題がありました。

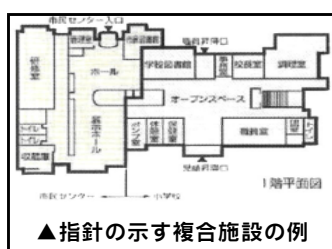
文部科学省のガイドラインである「小学校施設整備指針」は、2003年に改訂されました。

改訂のきっかけとなったのは、多くの子どもたちが殺傷されたあの痛ましい池田小学校事件でした。

「開かれた学校」と「安全」という、矛盾する命題をどのように両立させるか。これについて「指針」は、  
○「複合施設」の場合はそれぞれの施設の領域を明確に分離し、出入口も別にする。

○ 両施設は建物内部でつながり、双方が交流できる。というモデルを示しました（右図）。

ところが本町小学校の場合、この施設分離がまったくできていなかったのです。出入口も分かれていません。



「団体」の事務所には、授業中も学校の部外者が出入りします。でも、学校から見れば誰が関係者が侵入者が、わかりません。つまり、部外者の侵入に対してきわめて無防備な施設になってしまったのです。

施設の一画には「子育て広場」もできるといわれています。

しかし、ベビーカーを押した

お母さんは、鬼ごっこやボール投げをしている子どもたちの真ん中を突っ切らなければそこには行けません。万一衝突でもしたら、どうするのでしょうか。



## 「開かれた学校」とは

学校教育法第135条は「学校には教育上支障のない限り、社会教育施設を付置することができる」と定めています。

ですから、子どもたちの教育環境を十二分に充実させた上でなお余裕があるなら、学校に社会教育施設や福祉施設が併設されることもあって良いでしょう。

私は先日、小学校に図書館の分館が併設された川崎市立柿生小学校を訪ねました。この学校の子どもたちは、隣接の図書館の蔵書をいつも自由に使えるのです。

もちろん敷地は明確に分離されていて、入口も別々です。でも内部では必要に応じて行き来できる、「指針」に示された通りの設計になっています。

まず第一に学習環境や安全への配慮を行った上で、学校・保護者・地域の話し合いを経て造られた施設です。だからこそ、その施設があることが子どもたちの教育環境の充実にもつながっています。

ところが、本町小学校ではこのような話し合いは一度もありませんでした。

「開かれた学校」とは、「自由に使える」「自由に入りができる」学校ということではありません。

情報を公開したり、議論のプロセスを透明で「開か

れた」ものにし、そのことを通して学校や教育に対する信頼をつくりあげていく。それが「開かれた学校」のもっとも重要な意味です。

ところが本町小学校で起きたことは「開かれた学校づくり」とは正反対の、「閉ざされた学校づくり」だったとしか言いようがありません。

だからその結果、併設される施設の教育上の意味もわからなければ、子どもたちの「安全」にも問題のある、きわめて不適切な施設になってしまったのです。

## 不透明な入所団体の「推薦」

もうひとつの疑問は、なぜ入所団体の名前が地域ではすでに知られていたのか、ということです。

本町小学校の問題で、6月の市議会は紛糾しました。多くの会派の議員が学校や保護者との十分な話し合いや、透明で公正な対応を求めました。

ところが8月24日、学校の了承もないまま、藤沢公民館で入所団体の「推薦」会議が開かれるのです。

この会議には、当事者であるはずの本町小学校は呼ばれませんでした。さらに施設の「位置」が問題になっているにもかかわらず、校舎の図面も示されません。

そして結局、件の団体が「推薦」されるのです。

「結論ありき」のこんな強引なやり方で、学校と地域の良好な関係が築けるとは思えません。

もう一方の子育て支援の団体が「学校と話し合いもせず、良い施設などでできない。施設の位置にも問題がある」として、推薦を断ってしまったのも当然です。

## 学校は「資産」!?

いったいなぜ、こんなことが起きたのでしょうか。

背景に浮かび上がってきたのは、藤沢市の進める行革路線を受けた、「学校施設有効活用」方針です。

「学校も市の“資産”であり、その“有効活用”をはかるべきだ」とする考えです。

厳しい財政状況の中で、市の保有する施設の無駄や遊休を見直していくこと自体を、私は否定しません。

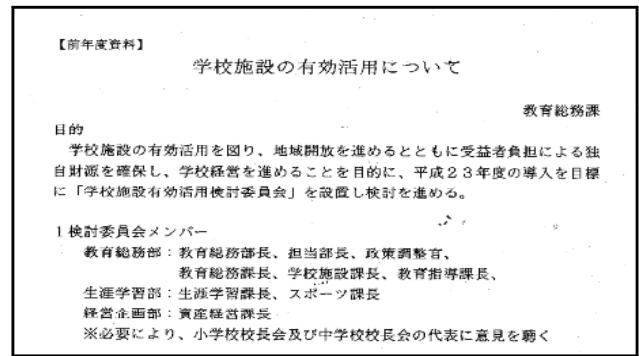
しかし、学校は第一に子どもたちの教育の場です。単なる“資産”ではありません。

ところが教育委員会の内部に設置された「学校施設有効活用検討委員会」のレジュメには「用地の確保や施設の建設が困難な場合」に「学校施設を活用する」と記載されていました。「学校のフェンスに広告を掲示して収入を得る」ことを検討する、ともあります。およそ「教育施設」としての視点はありません。

しかも、この方針は教育委員会事務局や市の資産経営課だけで決め、学校長の意見は「必要により聞く」となっていたのです。

「必要」がなければ意見を聞かなくても良い、とい

うことになります。こんなやり方があるでしょうか。



実は、善行小学校でも同様の問題が起きています。

レジュメには「本町小」「善行小」の名が明記されていました。つまり、これは単なる“偶然”ではなく、まさに「有効活用」方針の当然の帰結だったのです。

とすれば、「有効活用」は今後、すべての学校に波及する可能性があるものと考えべきでしょう。

## 教育委員会の独立と「教育政策担当」

教育委員会には教員出身の指導主事もいます。なぜ、これに異を唱えなかったのでしょうか。実は、教員出身者は今回のことをほとんど知らなかったのです。

3年前、教育委員会には組織改編によって「教育政策」担当のセクションや「担当部長」が生まれました。「市長と連携して教育政策を推進する」組織です。そのスタッフのほとんどは、教員ではなく市の職員です。

私たちは当初、これによって教育委員会の独立が損なわれ、市長部局の意向が上意下達で教育に及びはじめるのではないかと危惧しました。

個々の職員のみなさんを問題にしているわけではありません。組織のあり方が、学校現場ではなく市長を向かざるを得ないものになっている、ということです。残念ながら、その危惧は現実のものになったようです。

ただ、さすがに市長部局も、ここまでのやり方を指示したわけではなかったのかもしれない。

9月議会の席上、新井副市長は「経過に問題があった」として陳謝しました。「学校はあくまで教育施設であり、単なる“資産”と考えているわけではない」とも答弁しています。

佐々木教育長も「結果として誤解があったとすれば反省」と述べ、本町小学校の「施設」には別の入口がつくられることになりました。

動線の分離などまだ課題は山積ですが、教育委員会も市の方針と学校現場との間で呻吟しているのです。

この問題は単に本町小だけの問題ではありません。まずは「有効活用」方針を抜本から見直し、「開かれた学校」や「学校開放」のあり方についての教育論議から再出発する必要があるのではないのでしょうか。

学校は何より、子ども達のためのものなのでから。